

# コンビニで証明書が取得できるようになります！

令和6年1月10日から、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアで住民票および印鑑登録証明書が取得できるようになります。夜間や休日などの役場閉庁時でも証明書が取得できますので、マイナンバーカードをお持ちの方はぜひ便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。



コンビニ交付は  
簡単！便利！



## ★取得できる証明書および手数料★

- 住民票の写し  
→本人および同一世帯全員分
  - 印鑑登録証明書  
→本人のみ
- 1通につき 300円 ※窓口と同様



### <必要なもの>

- ・マイナンバーカード
- ※有効な利用者証明用電子証明書が搭載されているもの
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

## ★コンビニ交付サービスの利用方法★

使い方を説明するよ！



1 タッチパネル画面で「行政サービス」を選択



タッチパネル操作で証明書の発行を行うことができるので、申請書の記入は不要です！

2 マイナンバーカードをセットし、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力



3 必要な証明書と部数を選択

住民票に記載したい項目があれば選択してね！  
<例>世帯主・続柄、本籍・筆頭者、マイナンバー



証明書の取り忘れにご注意ください！



4 手数料を投入して「印刷開始」を選択



5 証明書と領収書を受け取る

## ★コンビニで取得できない証明書の例★

- ・住民票コードを記載した住民票
- ・転出（予定）者や死亡者の除票および印鑑登録証明書  
※世帯員に転出予定者がいる場合、その方が転出確定するまでコンビニ交付サービスを利用できない場合があります。
- ・特別な事情により閲覧制限をしている方の住民票および印鑑登録証明書

※所得証明などの各種税証明書、戸籍謄本および戸籍附票等については従来どおり役場または大津支所にて交付申請していただく必要があります。

## ★ご利用の前に・・・★

- コンビニ交付情報サイトでは次の情報を案内しています。
- お住まいの市区町村で・・・
  - ・サービスを行っているか
  - ・どんな証明書を取得できるか
  - ・どこの店舗から取得できるか
  - ・証明書の交付可能時間 など



ー詳しくは下記のサイトから！ー

コンビニ交付サイト

<https://www.lg-waps.go.jp>



## ★注意事項★

気を付けて！



- ・住民基本台帳カード、マイナンバー通知カード、印鑑登録カードではコンビニ交付サービスは利用できません。
- ・15歳未満の方は利用できません。
- ・取得された証明書の返金・交換はできません。  
※手数料が免除される場合でも、コンビニで取得する際は料金がかかります。
- ・証明書が2枚以上にわたる場合、ホッチキス止めはされませんがひとつづりで有効な証明書となります。
- ・発行される証明書には高度な偽造・改ざん防止技術が施されるため、出力されるまで時間がかかります。証明書が発行されるまでそのままお待ちください。  
なお、マルチコピー機に不具合があった際にはその場で店員に知らせてください。
- ・暗証番号の入力を3回連続で間違えた場合は、サービスの利用ができなくなります。  
役場または大津支所にて暗証番号の初期化・再設定が必要となります。
- ・マイナンバーカードの交付や住所異動届出を行った直後は、新しい情報がシステムに反映されるまで数日間コンビニ交付サービスを利用できない場合があります。
- ・証明書の取り忘れやマイナンバーカードの置き忘れにご注意ください。
- ・役場および大津支所での交付申請方法は従来どおりとなります。

## ★マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ★

マイナンバーカードはスマートフォンやパソコン、郵送で簡単に申請ができます。また、役場・大津支所でも申請のお手伝いをしていますので、気軽にお声掛けください。



## お問合わせ

役場住民課戸籍年金係  
☎ 015 - 574 - 2213